

杉並区技術実績評価型総合評価方式試行要綱

平成 24 年 5 月 28 日

杉並第 10957 号

改正 平成 25 年 5 月 29 日杉並第 12628 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区が発注する建設工事において、品質確保を図るため、入札の際に、工事価格及び施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「技術実績評価型総合評価方式」という。）を試行するに当たり、基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 杉並区契約事務規則（昭和 39 年規則第 19 号）第 2 条第 2 項に規定する契約担当者をいう。
- (2) 一級技術者 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。
- (3) 二級技術者 建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免許の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。
- (4) その他の技術者 建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当する者で一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。
- (5) CORINS 財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。
- (6) 工事成績評定通知書の総評定点 杉並区工事成績評定要綱（平成 15 年 3 月 18 日杉政経発第 871 号）第 12 条に基づく、過去の工事成績評定通知書の総評定点をいう。
- (7) 基準日 各四半期の初日（4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日）のうち、発注公告を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注公告を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。

(試行対象工事)

第 3 条 技術実績評価型総合評価方式の試行対象工事は、予定価格が、1 億円以上の工事案件から選定する。

- 2 工事を主管する課長（以下「工事主管課長」という。）は、具体的な試行対象工事を決定し、契約担当者に通知する。

(試行実施要領)

第4条 工事主管課長は、技術実績評価型総合評価方式の試行に当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を内容とする試行実施要領を、技術審査委員会が実施する第8条第2項に規定する調査及び審議を経て、契約担当者と協議の上、定めるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する試行対象工事の決定に係る方針
- (2) 第14条第3項及び同条第5項に規定する技術点を評価する項目（以下「技術点の評価項目」という。）の選択に係る方針

なお、試行実施要領を定めようとするときは、第9条の規定に基づき、あらかじめ学識経験を有する2人以上の者から意見を聴取しなければならない。

(公告に当たり工事主管課長が定める事項)

第5条 工事主管課長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合は、次に掲げる事項について、契約担当者と協議の上、あらかじめ定めるものとする。

- (1) 工事件名、工事場所及び工事概要
- (2) 提出資料の様式及び提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 技術点の評価項目及び評価方法
- (5) 総合評価の方法及び落札者の決定方法
- (6) 資料の提出後は、原則として資料に記載された内容の変更を認めないこと。
- (7) 資料に記載された配置予定技術者は、原則として変更できないこと。
- (8) 詳細は入札説明書によること。
- (9) その他必要と認める事項

(入札公告)

第6条 区長は、技術実績評価型総合評価方式を試行しようとする場合の入札公告においては、前条及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを明示するものとする。

(発注予定工事の事前公表において示す事項)

第7条 区長は、技術実績評価型総合評価方式の試行について発注予定工事の事前公表を行う場合は、第5条に掲げる事項のうち第8号を除いたもの及び技術実績評価型総合評価方式の対象工事であることを公表事項として明示するものとする。

(技術審査委員会)

第8条 工事主管課長は、技術実績評価型総合評価方式における試行実施要領の策定に当たって、技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、試行実施要領の策定に当たっての調査及び審議を所掌するものとする。
- 3 審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第9条 区長は、試行実施要領及び落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学

識経験を有する 2 人以上の者から、次の内容についての意見を聴取しなければならない。

(1) 試行実施要領及び落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者からの意見聴取を行う必要の有無

2 区長は、前項第 2 号において、必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者（あらかじめ予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みをした者のうち、価格その他の条件が杉並区にとって最も有利な者）を決定しようとするときは、学識経験を有する 2 人以上の者から、その決定についての意見を聴取しなければならない。

（技術実績評価型総合評価方式における入札方式）

第 10 条 技術実績評価型総合評価方式の入札は、一般競争入札によるものとする。

（競争入札参加申込に当たっての資料の提出）

第 11 条 当該競争入札参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、入札公告に基づき、当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、第 14 条第 3 項に規定する技術点の評価項目ごとの評価点を示す資料を提出するものとする。

（競争入札参加資格の確認等）

第 12 条 契約担当者は、「工事成績評価点」に係る資料を確認した上で、競争入札参加資格の確認を行うものとする。

2 競争入札参加資格の確認に当たっては、第 17 条第 3 項に規定する「工事成績評価点」の算定の基となる工事成績評定通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満でない者を対象とする。

（資料の送付）

第 13 条 契約担当者は、「工事成績評価点」に係る資料及び「工事成績評価点」以外の技術点に係る資料（以下「全ての技術点に係る資料」という。）を工事主管課長に送付するものとする。

(総合評価の方法)

第 14 条 技術実績評価型総合評価方式の評価は、価格点と技術点とを合計した評価値による。

2 価格点の評価は次のとおりとする。

$$\text{価格点} = (\text{式①} + \text{式②}) \div 2$$

式① (上限 30 点とする)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

- ・最低入札価格は、基準値*を下回る場合は基準値とする。
(*) 基準値 = 直接工事費 × 75% + 共通仮設費 × 70% + 現場管理費 × 70% + 一般管理費 × 30% + ガス工事費 + 発生材売却費等
- ・最低入札価格について、失格基準価格設定案件においては、失格基準価格未満の入札を除きもっとも低い金額とする。
- ・最低入札価格と予定価格が同額の場合は、30点とする。

式② (上限 30 点とする)

$$30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準値}} + \frac{\text{調査基準値}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

- ・調査基準値は低入札調査基準価格を有効数字3桁として、端数処理したものとする(4桁目は切り上げる)。

3 技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目並びに技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、別表1のとおりとする。ただし、「企業の信頼性・社会性」における雇用・就業への配慮実績又は仕事と家庭の両立支援配慮実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で0.5点を上限とする。

また、技術点の上限は30点とする。

4 「企業の技術力」は、別表1に掲げる6つの評価項目とし、評価はそれらの評価点の合計によるものとする。

なお、第17条第2項第7号及び同条第6項第7号の規定により同種工事及び類似工事を指定しない工事については、「企業の実績点」及び「配置予定技術者の実績点」を評価項目としない。

5 「企業の信頼性・社会性」は、別表1に掲げる評価項目とし、「事故及び不誠実な行為の有無」、「雇用・就業への配慮実績」、「仕事と家庭の両立支援配慮実績」及び別表1の備考欄に示す選択対象の評価項目(以下「選択対象項目」という。)のうち工事主管課長が選択し定める2つの評価項目とする。評価は、それらの評価点の合計によるものとする。

6 別表1に掲げる選択対象項目について、建築工事及び設備工事においては、「杉並区にお

ける実績」、「災害協定等の締結の有無」、「ISO9001 又は 14001 等の認証取得の有無」及び「本店又は営業所の所在の有無」とし、土木工事においては、「杉並区における実績」、「災害協定等の締結の有無」、「緊急施行工事の実績」、「ISO9001 又は 14001 等の認証取得の有無」及び「本店又は営業所の所在の有無」とする。

(技術点の評価)

第 15 条 工事主管課長は、契約担当者から全ての技術点に係る資料の送付を受けたときは、速やかに技術点の審査を行うものとする。

2 技術点の評価は、入札公告又は発注予定工事の事前公表において示した評価方法により、工事主管課長が決定するものとする。

(落札者の決定方法)

第 16 条 区長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、第 14 条第 1 項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 区長は、前項の評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(「企業の技術力」の評価方法)

第 17 条 「企業の技術力」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

2 「企業の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の実績点」は 2 点満点とし、競争入札参加希望者のうち、当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日の 5 年前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績を 1 件以上有する場合に 2 点、類似工事の実績を 1 件以上有する場合に 1 点、それ以外の場合に 0 点とする。

(2) 第 1 号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。

(3) 第 1 号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。

(4) 「企業の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。

(5) 第 2 号及び第 3 号の実績は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）としての実績とする。

(6) 当該発注工事が共同企業体を対象としている場合は、前号を踏まえた上で構成員のいずれかの実績を対象とする。

(7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事又は設備工事の改修工事の場合は、第 1 号の同種工事及び類似工事を指定しない。

3 「工事成績評価点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「工事成績評価点」の算定は、工事成績評定通知書の総評定点の平均に応じて、別表 2 のとおりとする。

(2) 工事成績評定通知書の総評定点の平均は、競争入札参加希望者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切り捨てる。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

(3) 工事成績評定通知書は、杉並区の発注工事のみを対象とする。

(4) 「工事成績評価点」の算定の対象工事は、原則として、建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（杉並区告示第770号平成20年11月4日）の業種区分で当該発注工事と同一の業種とする。

なお、当該発注工事で異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。

(5) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、共同企業体としての「工事成績評価点」は、第1号に基づき算定される構成員ごとの工事成績評価点全てについて、構成員ごとの出資割合で加重平均することにより算定するものとする。

4 「企業の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「企業の優良工事の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の3年前の日が属する年度の4月1日から起算して3年の間に、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に2点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 優良工事の実績は、杉並区の発注工事の実績のみを対象とする。

(3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

5 「配置予定技術者の資格点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の資格点」は3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、一級技術者の場合に3点、二級技術者の場合に2点、その他の技術者の場合に1点とする。

なお、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

(2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者が保有する資格を対象とする。

6 「配置予定技術者の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「配置予定技術者の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に3点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に1点、それ以外の場合に0点、類似工事の実績1件について、監理技術者として関わった場合に1.5点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に0.5点、それ以外の場合に0点とする。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、いずれか一つの職務についてのみ評価する。

- (2) 前号の同種工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事と同程度以上のものとし、起工時に指定する。
 - (3) 第1号の類似工事とは、コリンズにおける工種が当該発注工事と同一で、高さ、長さ及び面積等の規模が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
 - (4) 「配置予定技術者の実績点」は、コリンズに登録されたデータから算定する。
 - (5) 実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、どちらか1つの職務についてのみ評価する。
 - (6) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。
 - (7) 同種工事及び類似工事の指定が困難な建築工事又は設備工事の改修工事の場合は、第1号の同種工事及び類似工事を指定しない。
- 7 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
- (1) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合に3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合に2点、それ以外の場合に0点とする。
 - (2) 工事成績評定通知書は、杉並区の発注工事のみを対象とする。
 - (3) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」は、第1号の工事におけるコリンズに登録されたデータ及び工事成績評定通知書から算定する。
 - (4) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

（「企業の信頼性・社会性」の評価方法）

第18条 「企業の信頼性・社会性」の評価は、以下の項で規定する評価点の合計によるものとする。

- 2 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日付杉並第65476号）及び杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年10月1日）に基づく指名停止を受けている場合に－3点とする。
 - (2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。
- 3 「杉並区における実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。
 - (1) 「杉並区における実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争

入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうち、工事成績評定通知書の総評定点が70点以上の実績を2件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 工事成績評定通知書は、杉並区の発注工事のみを対象とする。

(3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

4 「災害協定締結の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、杉並区と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

5 「緊急施行工事の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「緊急施行工事の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、災害時における緊急施行工事を完了した実績を1件以上有する場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 緊急工事又は災害時における緊急施行工事は、杉並区の発注工事のみを対象とする。

(3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

6 「ISO9001 又は 14001 等の認証取得の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「ISO9001 又は 14001 等の認証取得の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、競争入札参加者が競争入札参加申込みの時点で、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 又は ISO14000 シリーズの 14001 を認証取得している場合に1点、エコアクション 21 又はエコステージ（ステージ2以上の認証）を認証取得している場合に1点、KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）を認証取得している場合に1点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

7 「本店又は営業所所在の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「本店又は営業所所在の実績点」は1点満点とし、技術点の評価項目として選択され、杉並区内に競争入札参加者の「本店」を有する場合は1点、杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有し杉並区競争入札実施要綱（平成14年4月1日杉政経発第137号）第2条の2の認定を受けた者の場合0.5点、それ以外の場合に0点とする。

(2) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員のいずれかの実績を対象とする。

8 「障害者雇用の実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇

用率を上回る場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。

(2) 前号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 8 号に規定する常用労働者のうち 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の障害者を 1 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(3) 前 2 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を 1 名以上雇用している場合 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(4) 前 3 号に規定するほか、障害者雇用促進法第 43 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、第 7 号に規定する短時間労働者のうち第 5 号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を 2 名以上雇用している場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(5) 第 2 号の障害者とは、障害者雇用促進法第 2 条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

(6) 第 2 号から第 4 号までの加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去 3 か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

(7) 短時間労働者とは、次の者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短く、20 時間以上 30 時間未満である者

② ①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者

(8) 常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

① 期間の定めがなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば 1 か月、6 か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去 1 年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から 1 年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

(9) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

9 「仕事と家庭の両立支援配慮実績点」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

(1) 「仕事と家庭の両立支援配慮実績点」は 0.5 点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の 5 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から起算して 5 年の間に、杉並区子育て優良事業者表彰実施要綱（平成 19 年 2 月 9 日杉並第 75608 号）第 2 条に定める表彰を受けている場合に 0.5 点、それ以外の場合に 0 点とする。

(2) 前号に規定するほか、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に定める認定を受けている場合に 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。

(3) 当該発注工事が共同企業体への発注の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

10 前二項に規定する実績点について、複数の実績に該当する場合は、いずれか一つの実績のみ評価する。

(資料説明会)

第 19 条 資料説明会は開催しない。

(委任)

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

別表 1

		評価項目	評価点	満点 (点)		業種別の設定			備考
						建築 工事	土木 工事	設備 工事	
技術点	企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	19	◎			
		過去の工事成績評定	工事成績評価点	15		◎			
		企業の優良工事の実績	企業の優良工事の実績点	2		◎			
		配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	9	◎			
		配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3		◎			
		配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3		◎			
	企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	-3	-3	◎			有る場合に減点
		杉並区における実績	杉並区における実績点	1	2	○	○	○	選択対象の評価項目（このうち2つを選択）
		災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1		○	○	○	
		緊急施行工事の実績	緊急施行工事の実績点	1		—	○	—	
		ISO9001 又は 14001 等認証取得の有無	ISO9001 又は 14001 等認証取得の実績点	1		○	○	○	
		本店又は営業所の所在の有無	本店又は営業所所在の実績点	1		○	○	○	
雇用・就業への配慮実績		障害者雇用の実績点	0.5	0.5	◎			複数の実績を有する場合でも 0.5 点とする。	
仕事と家庭の両立支援配慮実績	仕事と家庭の両立支援配慮実績点	0.5	◎						
技術点上限：30									

凡例：◎必須の評価項目、○選択対象の評価項目

別表 2

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点以上 20 点未満	0
20 点以上 30 点未満	1
30 点以上 40 点未満	2
40 点以上 50 点未満	3
50 点以上 55 点未満	4
55 点以上 57.5 点未満	5
57.5 点以上 60 点未満	6
60 点以上 62.5 点未満	7
62.5 点以上 65 点未満	8
65 点以上 67.5 点未満	9
67.5 点以上 70 点未満	10
70 点以上 72.5 点未満	11
72.5 点以上 75 点未満	12
75 点以上 77.5 点未満	13
77.5 点以上 80 点未満	14
80 点以上 100 点以下	15